

下請法違反での勧告件数は13件 下請への返還金額37億円は高水準

公正取引委員会が公表した下請取引の運用状況によると、2923年度の下請法違反行為に対する勧告件数は13件（2022年度6件）だった。

勧告の対象となった違反行為類型の内訳は「下請代金の減額」が6件、「返品」が2件、「買ったたき」が1件、「購入等強制」が3件、「不当な経済上の利益の提供要請」が4件、「やり直し等」が1件。また、2023年度の指導件数は8268件（同8665件）だった。

下請事業者が被った不利益の原状回復の状況（2023年度）をみると、下請事業者が被った不利益について、親事業者174社から、下請事業者6122社に対し、下請代金の減額分の返還等、総額37億2789万円相当の原状回復が行われた。統計で比較可能な2008年度以降、2012年度の約57億円に次いで過去2番目に多い金額で11年ぶりの高水準。2022年度の返還額は11億3465万円だった。

公取委は、公取委が調査に着手する前に、違反行為を自発的に申し出、かつ、下請事業者に与えた不利益を回復するために必要な措置等、自発的な改善措置を採っているなどの事由が認められる事案については、親事業者の法令遵守を促す観点から、勧告するまでの必要はないものとして取り扱うこととし、この旨を公表している。

2023年度においては、上記のような親事業者からの違反行為の自発的な申出は39件だった。

消費税の申告件数が約9割増加 2割特例適用の申告者は73万人

国税庁が公表した2023年分の所得税、消費税及び贈与税の確定申告状況によると、2023年10月から開始されたインボイス制度の導入に伴い、2023年分の個人事業者の消費税の申告件数が、197万2千件（対前年比86.9%増）と、前年分から91万7千件、約9割増と大幅に増加したことが分かった。

また、申告納税額についても、6850億円（同9.1%増）となっており、前年分から増加している。

インボイス制度は、適用税率や消費税額を明記したインボイスが仕入税額控除の際に必要とされる消費税の新しい税額控除方式。2023年中にインボイス発行事業者になった者は197万6千人で、そのうち期限内の申告者数は約9割に当たる174万4千人だった。

また、免税事業者からインボイス発行事業者になった者は104万8千人であり、そのうち期限内の申告者数は87万5千人。全体の申告件数や納税額を押し上げた。

申告したインボイス発行事業者174万4千人の内訳をみると、インボイス制度開始前から課税事業者だった者が86万9千人で、免税事業者からインボイス発行事業者になった者は87万5千人。このうち、いわゆる2割特例（インボイス発行事業者となる小規模事業者に対する負担軽減措置）を適用した申告者数は8割強の73万4千人だった。